

鶴岡第三中学校 『部活動等』細部確認事項（ガイドライン）

鶴岡第三中学校 『部活動等』	
	部活動 保護者会クラブ
目的	○部活動、保護者会クラブの活動員（生徒）の健全育成 ①あいさつ・返事・後始末ができる生徒を育成します。 ②目標達成に向けて、力を合わせて、努力することができる生徒を育成します。
運営	①鶴岡第三中学校『部活動等』は「部活動」と「保護者会クラブ」の総称です。 部活動顧問（校長委嘱）、保護者会、地域指導者（校長委嘱）の三者の連携と機能の分担によって運営します。 ②各部活動等の規約に基づいた運営をします。規約の確認と改善は継続的に行います。 ③ 年度毎に各保護者会で承認され、申請があった外部指導者を校長が「地域指導者」と認定し、委嘱します。 ④生徒・指導者の身体的・精神的負担、保護者の経済的負担などを考慮し、公立中学校の放課後活動として適切に運営します。 ⑤ 授業や学校生活に支障をきたす活動にならないように適切に運営します。 ※毎月25日までに次の月計画を学校に提出し、校長の承認を得ます。 ※「活動計画書」として職員室前の廊下に掲示します。
加入	○任意加入 ・毎年4月末に登録します。 ○任意加入 ※部活動登録後に別に登録します。
管理指導	○部活動顧問 ○地域指導者 ○保護者会 ○地域指導者※部活動顧問は指導に携わりません。
活動時間	○定期テストの3日前からは活動停止日とします。また、テスト最終日は休養日とし、活動を行いません。 ◎安全上の配慮から以下のようなときは活動を行いません。 ①指導・管理にあたる者（指導者・保護者）が活動場所に不在のとき。 ②学校内で感染症が流行したとき、もしくはその恐れがあるとき。 ③台風の接近や暴風雪警報の発令など、生徒の安全確保が困難なとき。
	○活動時間は、部活動・保護者会による延長練習をあわせて 2時間程度 とします。 ○月曜日は活動休止日とし、部活動も保護者会練習等も行いません。 ○早朝、夜間（19時以降）の活動は禁止します。
	○通年 火水木金のうち、平日週4日以内とします。 <6時間授業> 活動終了 17時15分 下校完了 17時30分 <5時間授業> 活動終了 16時45分 下校完了 17時00分 ※校外での活動の場合は、移動時間も含めて 下校完了 18時00分 ①生徒の安全確保のため、指導者または保護者が必ずついて管理と指導を行います。 ※指導者との引継ぎが困難な場合は、部活の下校完了時刻までには引き継げるように、連絡を取り合ってください。 ②火水木金のうち、平日週4日以内とします。 例えば、指導者の都合などで、開始時刻を遅らせる場合などは、 活動開始16時45分～活動終了18時45分 とするなどして、 下校完了19時00分は確実にお願いします。
	○ 1ヶ月の土曜・日曜・祝日の中で活動しない日（完全休養日）を月3日以上設けます。 ※テスト期間中の土曜、日曜、祝日も完全休養日とします。
休日	令和5年度より 土曜・日曜・祝日に部活動を行いません。 ○活動時間は、1日3時間程度とします。 練習は土・日いずれかの1日とします。 ○「※やむを得ない事情」でもう1日活動する場合は、顧問・学校長へ相談の上行う。 ○土日の両方とも活動を行った場合は、次週の月曜日以外の授業日に活動休止日を設けます。 ○3連休の場合、少なくとも1日を活動休止日にします。大会直前でも、3日連続の活動は行いません。
	<※土日両日活動をするやむを得ない事情について> 下のいずれかにあてはまる ①中体連主催大会（田川総体・新人・県大会以上）の3週間前。 3(ク・ク) 2(ク・部) 1(ク・部) ②田川中体連主催大会のシードに関わる大会の2週間前。 2(ク・ク) 1(ク・ク) ③地区予選を経て出場する上位大会の2週間前。 2(ク・ク) 1(ク・ク) ④日曜日に大会が開催される場合。 ⑤上記以外で、校長が「やむを得ない」と判断した場合。→校長に事前相談が必要

鶴岡第三中学校 「部活動等」			
		部活動	保護者会クラブ
	長期休業	○土日に活動する場合は、下記の場合になります。 ※保護者会クラブのみ可となります。（顧問は指導に関わりません） ※土日連続しての活動はできません。 ※大会や強化練習会に顧問が引率する場合は、事前に学校長の許可が必要です。 ○週4回以内（1日3時間程度）の活動を上限とします。（週のうち3/7は活動しない日） ○土日いずれかに活動を行った場合は、翌週の平日の活動は1日減になります。 ○学校の閉庁日に活動を行うことはできません。	
大会参加		○以下の大会は顧問が監督を務め、部員の指導・管理にあたる場合があります。 ・中体連、中文連主催の大会（総体・新人・県中総体・県新人など） ・中体連、中文連共催の大会で上記大会のシード権に関わり、部活動と認められる大会。 ・顧問が引率、監督する大会（校長が承認）。 ○上記以外の大会は参加の有無も含めて、顧問と保護者が協議の上対応し、校長の許可を受けて参加する場合は「保護者会クラブ」として参加します。	
強化練習		○中体連主催の強化練習会は、参加の有無も含めて顧問が対応する。 ○上記以外の任意の強化練習会は、参加の有無も含めて、顧問と保護者が協議の上対応し、参加する場合は「保護者会クラブ」として参加する。	
相談申請が必要な場面		○「やむを得ない」事情に該当するか否かを判断する場合。→学校長に相談。 鶴岡市学校管理規則第4条により、部活動の対外活動は県内を原則とし、やむを得ない事情で県外に遠征または宿泊を伴う場合は、校長が承認の上、市教委への届け出が必要です。 ○合宿・県外および宿泊を伴う大会（コンクール）・遠征等は、一年間につき、原則として3回以内とします。 ①学校長に相談・許可を得ます。 ②市教委へ申請書を提出 及び 写しを担当者へ提出します。	
保険		○日本スポーツ振興センターの保険（本校生徒全員加入）3割支払い	・任意保険への加入（必須の条件）。 ・地域指導者（コーチ）も任意保険へ加入。 ・子育て支援医療証の使用により、医療費無料。
活動施設	本校施設	○最優先します。	○優先します。
	校外施設	○代表者名で、利用料金の減免（全免）申請することができます。 ※普通日19時までの活動は減免申請。 ※土曜、日曜の18時までの活動は減免申請。	

地域移行に関わって特記事項

- 中体連・中文連主催の事業及び中体連・中文連主催・共催の大会（コンクール）については、教員（顧問）引率の下、部活動として活動することもできる。（特例もある）
 ※土日2日間活動した場合は、平日の部活動の休止日以外に別の1日を休止日とする。

○部活動として活動することもできる特例

- 特例 i 中体連主催大会の2週間前からの休日に行う「練習試合」については、教員が引率・指導することもできる。また、文化部活動の大会（コンクール）の2週間前から休日に行う「通常の練習活動」については、教員が引率・指導することもできる。
 ※ただし、半日程度とする。【特例 i の対応は移行期のみ】
- 特例 ii 文化部活動については、以下の要件及びやむを得ない事情がある場合、教員の指導の下で活動することもできる。【特例 ii は移行期のみ及び体制が整うまで】
- 活動を認める要件
 休日の指導体制が整わない場合、または、学校施設が一般開放できない場合
- 認める活動の内容
 大会（コンクール）の3週間前からの休日
 土日2日間の内1日以内（半日程度）
 3連休の内2日以内（1日あたり半日程度）
 ※土日に連続しない祝日は校長判断とする